

諮問庁：国立大学法人筑波大学

諮問日：平成28年5月18日（平成28年（独情）諮問第43号）

答申日：平成28年9月28日（平成28年度（独情）答申第35号）

事件名：特定研究に係る「医の倫理審査会審査請求書に記載された事業場へのフィードバック物」等の不開示決定（法人文書非該当）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

下記の2文書（以下、併せて「本件対象文書」という。）につき、法人文書に該当しないとして不開示とした決定は、妥当である。

文書1 科学研究費補助金特定研究に係る、医の倫理審査会審査請求書に記載された事業場へのフィードバック物

文書2 科学研究費補助金特定研究に係る、平成26年度Webアンケート「特定内容に関するアンケート」（特定会社）に係り、納品物

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、国立大学法人筑波大学（以下「筑波大学」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った平成28年2月24日付け筑大法訟務第15-146号による不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての理由は、異議申立書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）異議申立書

本件対象文書の開示を求める。

「法人文書として不存在」との理由で開示されなかった。この記述の「法人文書不存在」との違いを法人文書開示窓口職員に2016年2月29日に確認したところ、「当該文書は存在するが、法人文書ではない。」の返答を得た。この解釈は承服できない。

いずれも組織共用性があり法人文書である。

（2）意見書

諮問庁が「理由説明書」で述べる「（原処分）維持が適当と考える理由」は、詭弁でしかない。

筑波大学（医学医療系）教員がその職務として行った行為は、法人の行為と考えるべきである。アンケート調査に回答した機関・個人もこう

考えているはずである。

統計的に処理された、アンケート調査に答えた事業所へのフィードバック物であり、「極めて慎重に取り扱う必要」など、皆無である。加えて、当該研究の内容は、すでに学会誌に報告されている。

筑波大学への納品物は、筑波大学がその内容を確認され、筑波大学が代金を支払っており、法人文書である。

「メンタルヘルスに関するもの」を理由とするならば、個人名部分のみを不開示として、その他を開示すべきである。

第3 諮問庁の説明の要旨

本件不服申立てに係る開示決定等（原処分）維持が適当と考える理由は以下のとおりである。

1 文書1：【不開示】

（理由）本研究は、研究代表者である本学の医学医療系の教員が主体となって行われるもので、本学の管理監督者からの指示の下で行われるものではない。

また、当該資料は、あくまで本研究の被験者が勤務する民間企業や地方自治体等の事業場において今後の心の問題対策を行うため、及び研究代表者の研究目的で利用されるものであり、法人組織としての利用を予定しているものではない。

以上から法2条2項に規定する法人文書には該当しないと考える。

また、当該調査はメンタルヘルスに関するものであり、回答内容そのものは、統計的に処理して使用すること及び本研究の目的以外に使用されることはないことを明記したうえで実施されており、極めて慎重に取り扱う必要があることから不開示とした。

2 文書2：【不開示】

（理由）本研究は、研究代表者である本学の医学医療系の教員が主体となって行われるもので、本学の管理監督者からの指示の下で行われるものではない。その研究の一環として実施したアンケートは、あくまで研究代表者の研究目的で使用されるもので、法人組織としての利用を予定しているものではない。

以上から、法2条2項に規定する法人文書には該当しないと考えている。

また、本アンケートは、メンタルヘルスに関するものであり、回答内容そのものは、統計的に処理して使用すること及び本研究の目的以外に使用されることはないことを明記したうえで実施されており、極めて慎重に取り扱う必要があることから不開示とした。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

① 平成28年5月18日 諮問の受理

- | | |
|-----------|---------------|
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を収受 |
| ③ 同年6月6日 | 異議申立人から意見書を収受 |
| ④ 同年8月1日 | 審議 |
| ⑤ 同年9月26日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は文書1及び文書2であり、処分庁は、いずれも法人文書に該当しないとして不開示とする原処分を行った。

異議申立人は原処分の取消しを求めているが、諮問庁は原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の法人文書該当性について検討する。

2 本件対象文書の法人文書該当性について

(1) 諮問庁は、本件開示請求に係る研究は、研究代表者である教員が主体となって行われるもので、筑波大学の管理監督者からの指示の下で行われるものではなく、本件対象文書は、あくまで当該研究の被験者が勤務する民間企業や地方自治体等の事業場において今後の心の問題対策を行うため、及び研究代表者の研究目的で利用されるものであり、法人組織としての利用を予定しているものではないことから、法2条2項に規定する法人文書には該当しない旨説明する。

(2) 科学研究費補助金は、不正使用等の防止のため補助金の管理や諸手続については所属研究機関において行うこととされているが、研究者個人から応募された研究計画について採択し、研究費が助成されるものであることに鑑みれば、上記諮問庁の説明に特段不自然、不合理な点はなく、これを覆すに足る特段の事情も認められない。

したがって、本件対象文書は法人文書に該当しないものと認められる。

3 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、法2条2項に規定する法人文書に該当しないとして不開示とした決定については、本件対象文書は法人文書に該当しないものと認められるので、妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 椿 愼美, 委員 山田 洋